

南薩保健医療圏地域医療構想調整会議の協議事項について

1 南薩保健医療圏における地域医療構想に関する事項

「2025年に向けた具体的対応方針に係る計画書」の作成及び調整会議での説明・協議

(1)協議の進め方

①各医療機関に計画書の作成を要請する。

- ・計画書の様式（別添）については，調整会議での意見を踏まえて適宜修正することとし，様式は議長に一任いただきたい。
- ・公立・公的医療機関の具体的対応方針(合意済み)の見直しがある場合も，同様式を使用することとしたい。

(2)優先順位

	区 分
1	<ul style="list-style-type: none"> ・公立病院経営強化プラン 4 医療機関
2	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年に医療機能の変更予定がある医療機関から順次進める。 (参考) 100床以上の民間病院 : 8 100床未満の民間病院 : 12 有床診療所 : 26
3	<ul style="list-style-type: none"> ・移転・開設・増床（休棟の再稼働を含む）を予定している医療機関 ・過剰病床（急性期及び慢性期）への転換を予定している医療機関 ・介護療養病床若しくは経過措置適用を届け出ている医療療養病床を有する医療機関 ・非稼働病床を有する医療機関

2 その他

(1)外来機能報告に関すること

医療機関が都道府県に報告する外来医療の実施状況報告（外来機能報告）を踏まえ，紹介受診重点医療機関の取りまとめに向けた協議や外来機能の明確化・連携について必要な協議を行う。

医政発 0324 第 6 号
令和 4 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、取組を進めていただいていたところである。引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ取組を進めていただく際に、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

今後、各都道府県において第 8 次医療計画（2024 年度～2029 年度）の策定作業が 2023 年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022 年度及び 2023 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。

また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 具体的な取組

「人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 3 年 7 月 1 日付け医政発 0701 第 27 号厚生労働省医政局長通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。

※ 民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観定の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）

- ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部（胆嚢摘出手術や虫垂切除手術など）や内科的な診療実績（抗がん剤治療など）、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離
- ・ 回復期機能を担う病床…算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担
- ・ 慢性期機能を担う病床…慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況

3. 地域医療構想調整会議の運営

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。

年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。

また、感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。

4. 検討状況の公表等

検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況を別紙様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

なお、各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。

5. 重点支援区域

重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

6. その他

第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下ワーキンググループ等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111（内線 2661、2663）

E-mail iryu-keikaku@mhlw.go.jp

地域医療構想調整会議における検討状況

都道府県名：

(年 月現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

注1 「合意」とは、地域医療構想調整会議において、対応方針の協議が調うことを指す。

注2 「公立・公的医療機関等」は、以下のとおり。

- ・ 都道府県、市町村、地方独立行政法人、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院及び有床診療所
- ・ 特定機能病院および地域医療支援病院（医療法人を含むすべての開設者が対象）

注3 報告対象には有床診療所を含む。

（参考）有床診療所は、医療施設調査によれば、令和元年10月1日現在、全国で6,644施設となっている。

1 公立病院(通知1(1)ア(ア))

- 「新公立病院改革プラン」を策定し、調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・構想区域の医療需要や病床稼働率等を踏まえても、なお次の公立病院の役割を提供する事が必要か、民間との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない機能に重点化されているかを確認し、2025に向けた“具体的対応方針”を協議
 - ① 山間へき地などの過疎地等での医療提供
 - ② (救急・小児・周産期・災害・精神等)不採算・特殊部門の医療提供
 - ③ 民間では対応困難な高度・先進医療 ④ 医師派遣の拠点
- ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、速やかに方針決定

2 公的医療機関(通知1(1)ア(イ))

- 「公的医療機関等2025プラン」を策定し、調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・構想区域の医療需要や病床稼働率等を踏まえて、公的医療機関でなければ担えない分野に重点化されているかを確認し、2025に向けた“具体的対応方針”を協議
- ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、速やかに方針決定

南薩保健医療圏では…

調整会議で、対象の全医療機関がプランを説明。
 その際調整会議として説明内容に対する特段の意見なし。
 今後は、4医療機関が策定内容に変更が生じた都度、改めて協議を行うとともに、調整会議としての対応方針を確認。

3 その他の医療機関のうち、機能等の大きな変更を行う者(通知1(1)ア(ウ))

- 構想区域で担うべき役割・機能を大きく変更する医療機関(開設者変更を含む)は“今後の事業計画”を策定し、速やかに調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・2025年に向けた“対応方針”を協議
- ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、方針決定

4 その他の全ての医療機関(通知1(1)ア(ウ))

- 調整会議で協議
(構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要を踏まえた協議)
- ・2025年に向けた“対応方針”を協議
- ・“具体的対応方針”が調うまで繰り返し協議し、方針決定

南薩保健医療圏では…

3については、該当医療機関の把握の都度、事業計画の策定と調整会議への出席(計画の提示)を要請し協議する
 4については全有床医療機関に「2025年に向けた計画」を実施。
 今後公立病院・公的医療機関の具体的対応方針について確定後に、「すべての医療機関」について調整会議において協議を行う予定

5 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応(通知1(1)ウ)

新たに病床を整備する予定の医療機関に対し、開設・増床の許可を待たず調整会議で次の事項の説明を要請

- ・新たな病床の整備計画と、将来の必要病床数との関係性
- ・新たな病床の機能と、構想区域の機能区分毎の将来の必要病床数との関係性
- ・当該医療機能を担う上での、雇用計画・設備整備計画の妥当性

南薩保健医療圏では…

当該医療機関を把握した段階で、調整会議への出席(申請内容の提示)を要請して協議。

なお、構想区域の将来の必要病床数への影響の程度も考慮し、地域の医療提供体制に影響を与える申請内容については出席対象とする。

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1)「特定機能病院(鹿大病院)」及び「地域医療支援病院(県内14病院)」の移転もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設等許可申請
- (2)各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転、もしくは増床(1割以上の増床)に伴う開設許可申請
- (3)その他 200床以上の病床を有する中核的な医療機関の移転もしくは増床に伴う開設等許可申請
- (4)特例診療所の病床設置に伴う届

6 休棟への対応(通知1(1)イ)

1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟を有する医療機関に調整会議への出席と説明を要請

(説明を求める事項)

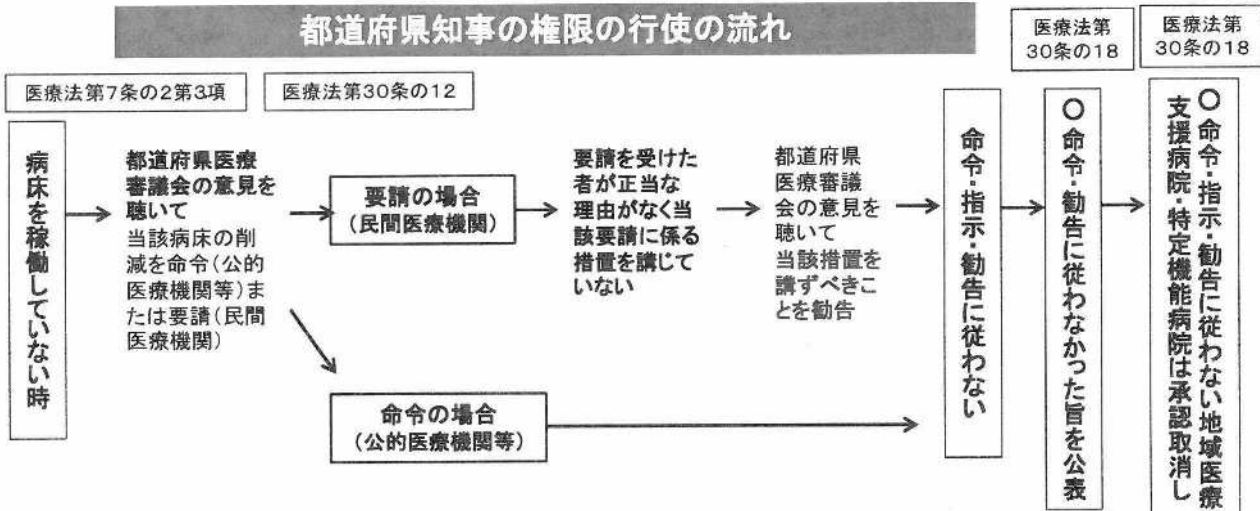
- ・病棟を稼働していない理由
- ・当該病棟の今後の運用見通し計画

令和3年病床機能報告(速報値)では
休棟中(再開予定): 4医療機関 82床
休棟中(廃止予定): 3医療機関 51床

南薩保健医療圏では…

病床機能報告で把握できるものに対し、調整会議への出席を要請して協議
※病床機能報告にはない休棟の存在について把握した場合は上記と同様に対応する

都道府県知事の権限の行使の流れ



病床が全て稼働していない病床を有する 医療機関への対応

1. 協議の必要性

地域の将来の医療提供体制のあるべき姿を協議するに当たっては、休床中の病床について、再稼働させ活用するのか、今後とも活用見込みはないのかなど、将来の医療需要の見通しに基づいて検討することが必要。

このためH30.2.7付け厚生労働省医政局地域計画課長通知においても「1年以上」「病棟単位」での非稼働病床を有する医療機関に対し、調整会議での説明（①非稼働理由、②今後の運用見通し）を求めて対応を協議することとされている。

2. 該当医療機関の状況

令和3年度病床機能報告（速報値）による把握状況

医療機関名	休棟病床数	今後の見込み
指宿医療センター	41	再会予定
指宿竹元病院	26	再会予定
福元医院	19	廃止予定
北菌産婦人科クリニック	12	再会予定
眼科安田クリニック	3	再開予定
川平内科	14	廃止予定
田中ヘルスケア診療所	18	廃止予定

南薩保健医療圏地域医療構想調整会議の実施内容について

年度	開催日時・場所	会議名	協議内容等
平成28年度	平成29年2月14日(火) 18:30～20:00 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	平成28年度 第1回調整会議	(1) 鹿児島県地域医療構想について (2) 南薩保健医療圏の現状について
平成29年度	平成29年10月2日(月) 18:30～20:00 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	平成29年度 第1回調整会議	(1) 地域医療構想の推進に係る現状報告 ①平成28年度病床機能報告(確定値)について ②「公的医療機関等2025プラン」及び「新公立病院改革プラン」について (2) 地域医療構想の推進に向けた南薩圏域の今後の取組について ①地域医療介護総合確保基金補助金の概要と調整会議の役割について ②病院等の開設等許可申請書があった場合の対応について 等
	平成29年12月19日(火) 18:30～20:30 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	平成29年度 第2回調整会議	(1) 医療・介護の体制整備に係る協議の場 ～介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応について～ (2) 公的医療機関等2025プラン及び新公立病院改革プランについて ①県立薩南病院 ②独立行政法人国立病院機構指宿医療センター
	平成30年2月20日(月) 18:30～20:30 南九州市コミュニティーセンター ひまわり館	平成29年度 第3回調整会議	(1) 公的医療機関等2025プラン及び新公立病院改革プランについて ①枕崎市立病院 ②南さつま市立坊津病院 (2) 圏域の公立病院が担うべき役割等に関する協議 (3) 専門部会の設置に関する協議 (4) 次年度のスケジュールについて
平成30年度	平成30年12月13日(木) 18:30～20:30 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	平成30年度 第1回調整会議	(1) 平成29年度病床機能報告(確定値)について (2) 平成30年度地域医療介護総合確保基金事業補助金について(病床の機能分化・連携支援事業) (3) 地域医療構想調整会議の進め方について ・計画説明(医療機関の順序等)について
	平成31年2月28日(木) 18:30～20:00 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	平成30年度 第2回調整会議	(1) 県地域医療構想調整会議の開催結果について (2) 「新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プラン」について ・指宿医療センター ・県立薩南病院 ・枕崎市立病院 (3) 個別の医療機関の2025年に向けた対応方針について (4) 次年度のスケジュールについて
令和元年度	令和元年8月29日(木) 18:30～20:30 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	令和元年度 第1回調整会議	(1) 市毎の医療提供体制の現状について ～日本医師会地域医療情報サイトより～ (2) 地域医療に関する住民の声について ～鹿児島県民保健医療意識調査の結果について～ (3) 関係機関と連携した地域医療構想の周知について ～全国健康保険協会鹿児島支部からの提案～ (4) 平成30年度病床機能報告の結果について (5) 地域医療構想の進め方について (6) 地域医療介護総合確保基金(医療分)について (7) 外来医療計画について
	令和元年11月1日(木) 18:30～20:30 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	令和元年度 第2回調整会議	(1) 鹿児島県における定量的基準について (2) 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (3) 南さつま市立坊津病院の2025年に向けた具体的対応方針について (4) 外来医療計画について
	令和2年3月5日(木) 18:30～20:00 南九州市コミュニティーセンター 知覧文化会館	令和元年度 第3回調整会議	(1) 関係機関と連携した地域医療構想の周知について ～全国健康保険協会鹿児島支部からの提案～ (2) 県外来医療計画の策定について (3) 重点支援区域について (4) 具体的対応方針の再検証について (5) 新薩南病院にかかる病床数の考え方
令和2年度	令和2年1月28日(金) <書面会議>	令和2年度 第1回調整会議	(1) 第7次医療計画(中間見直し)及び第8介護保険事業(支援)計画の整合性について [第7次医療計画(中間見直し)における追加的需要に対する在宅医療の考え方について] (2) 地域医療構想の進め方について (3) その他
令和3年度	令和4年3月30日(水) <書面会議>	令和3年度 第1回調整会議	(1) 南薩保健医療圏地域医療構想の推進について (2) 2025年度に向けた今後の協議の進め方について

高齢者数ピーク、費用膨張

地域医療2040年向け再編

政府方針

政府は、高齢者数がピークとなる2040年ごろを見据え、23年度から地域医療の再編に向けた議論を始める。高齢者の増加に伴う医療費膨張の抑制のほか、医療ニーズの変化に対応する狙い。議論を踏まえ、各都道府県に必要となる病床数の推計を求める。再編を巡っては、都道府県が25年時点想定した「地域医療構想」を策定しており、更新する形となる。関係者が22日明らかにした。

(3面に関連記事)

厚生労働省が2年間をかけて議論し、25年度に各都道府県が高度医療やリハビリ向けなどの病床数のほか、在宅医療の需要の推計を盛り込んだ構想をまとめる方針。

厚生労働省が2年間をかけて議論し、25年度に各都道府県が高度医療やリハビリ向けなどの病床数のほか、在宅医療の需要の推計を盛り込んだ構想をまとめる方針。

が全員75歳以上となり、医療費が急増する25年を目標に、都道府県が16〜17年に策定した。全国で必要とされた病床は約119万1千床で、10年かけて14万床を減らす計算。都道府県が各

病院間の連携や再編、統合を進めている。

地域医療構想を巡る動き

	現行構想	新構想
2022年度	団塊の世代が全員75歳以上になる25年に向けて地域医療を再編	が見療方省がなを医り働者数とる域在労働者クご地の生働高年齢年え編厚議40据再をが
23		
24		
25		
26		

%に高まる。高齢者が増えると医療費が膨らむばかりでなく、高血圧や糖尿病など慢性

染症危機にも備えながら、各地域での効率的な地域医療の在り方を議論していく必要がある」と説明す

厚労省の担当者は「感

ほか、新型コロナウイルス禍の病床逼迫によって再編への懸念も根強い。

現役世代が減り医療提供側の人手不足が強まる

病的な症状への需要が大きくなる。人口構造の変化に見合った役割への転換やスリム化が一層求められる。

一方、現行構想に基づく再編は順調に進んでいない。病床の削減は現状ペー

厚労省は医療機関の利害調整が障害となっていることが一因とみており、知事の権限強化などの対策を検討する。

Q&A

地域医療構想

人口構造と医療需要の変化を踏まえ、各都道府県が策定する地域医療の将来像。効率的な提供体制を築くため、全国を300超の「構想区域」に分け、病床数などを推計する。①集中治療が必要な重症患者向けの「高度急性期」②一般的な手術をする「急性期」③リハビリ向けの

「回復期」④長期入院の「慢性期」の機能別に区分し、人口減少や高齢化に応じた再編、病床数自体の削減を進める。具体的な対応は各地域の病院などで構成の「調整会議」で協議する。

